

上野原市地区防災計画作成支援事業実施要領

（目的）

災害対策基本法第42条第3項の規程に基づき地域住民が主体となって作成する地区防災計画について、市が作成支援をすることで、計画策定までのプロセスや必要な作業など市内各地区のモデルとなる地区を創出することを目的とする。

（背景）

東日本大震災において、自助・共助が、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしたことから、平成25年災害対策基本法改正において、地域コミュニティの地区居住者等による防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。

この地区防災計画とは、市内の一定の地区の居住者及び事業者が、自分たちのまちに災害が起こることを想定し、日頃の準備や災害時の行動など自発的な防災活動に関する内容を記載して策定する計画である。このため、市として「地区防災計画策定の手引き」を作成し、計画策定を促しているところであるが、更なる推進を図るため本事業を実施する。

（募集地区数） 2地区（原則、行政区単位 ※ただし、防災活動の実態に応じて応相談）

（応募・申込方法） （6月30日（月）締め切り）

ホームページに掲載されている「上野原市地区防災計画作成支援事業申込書」に、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出。

メール：kikikanri@city.uenohara.lg.jp あて

FAX：0554-62-1086

持 参：危機管理室まで（※持参の場合は、土日祝除く）

※申込件数によっては、募集期限終了後に対象地区選定又は追加募集する。

（実施期間）

令和7年度内での実施とし、実施内容等は地区との相談により決定するが、概ね次のとおりとする。

<実施項目及び時期（例）>

実施項目	実施時期	実施主体（参加者）
地区代表者を対象とした説明会	7月	市
地区代表者から地区役員を対象に説明会	8月	地区代表者
地区住民を対象とした防災講座 ※要請に応じて	9月	市
地区防災計画（素案作成）	9～10月	地区代表者及び役員
地区防災計画（素案）を基とした訓練実施	10～11月	地区代表者及び役員
訓練の結果を検証し地区防災計画の改編・完成	12月	地区代表者及び役員

（実施主体等）

事業全体の実施主体は市であるが、地区内の連絡調整及び計画内容の検討等の具体的な作業は対象地域が実施することとし、市はこれを支援する。また、市は、専門的な助言を得るため必要に応じて外部講師へ支援を依頼する。

（公表等）

地区防災計画作成の推進を図るため、当該事業の実施内容は市公式ホームページで公表する。